

## 階層別選択研修（共同）

研修名	中級【法律・経済分野】	おすすめポイント	
		<b>行政法</b>	行政法を初めて学習する方にも分かりやすいよう、判例や身近な事例を交えた講義となっています。自治体職員として職務を行う上で理解しておくべき知識について、基礎から学ぶことができます。
講師	弁護士 立命館大学法学部  教授 <small>たなか よしひろ</small> 田中 良弘	実施日数・時間	計19時間30分程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	202
ねらい	行政法の基礎を学ぶとともに、具体的な事例を取り上げながら法的に問題となる点について考えることにより、行政法の理解を深め、実務に役立つ知識を身に付けます。		
対象者	<b>【県】</b> 次のいずれかに該当する職員 ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員 ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員 <b>【市町村】</b> 主任級以下の職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	県150人・市町村150人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
行政法の基礎 行政法の基本原理／一般原則 行政の行為形式 行政裁量	6	30	・行政法とは何か？ ・法律による行政の原理／平等原則 等 ・行政行為／行政契約／行政指導 等 ・裁量とは何か？／裁量の範囲
行政の実効性確保 行政手続	6	30	・代執行／行政上の強制徴収／即時強制 等 ・申請に対する処分 ・不利益処分 ・届出／行政指導／意見公募手続
行政救済法 行政事件訴訟法 行政不服審査法 国家賠償法	6	30	・行政救済に関する法的仕組みの全体像 ・行政事件訴訟法の概要 ・行政不服審査法の仕組みと手続の流れ ・国家賠償法の概要と具体的事例
特記事項	・県職員：人事委員会事務局が実施する主査級昇任試験の受験要件となる選択研修です。県職員のみ受講後は研修効果確認レポートの提出が必要です。		